平成２０年（フ）第７５９号
千葉県いすみ市大原9300番地１
破産者　大矢惣一郎
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７６０号
千葉県いすみ市大原9300番地１
破産者　大矢　　康
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８４９号
千葉市若葉区大宮町3841番地
破産者　泰洋建設株式会社
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８５０号
千葉市若葉区桜木５丁目11番３号
破産者　戸村　　進
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８５１号
千葉市若葉区桜木５丁目11番３号
破産者　戸村　いと
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５９７号
千葉県市川市大野町３丁目147番地
破産者　塚田　芳夫
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
横浜市旭区笹野台４丁目５番15号　富士見荘101、商業登記簿上の本店所在地横浜市瀬谷区瀬谷１丁目11番地１エクセレントハイツＣ号室
破産者　有限会社大沢内装
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１６９号
福井市大年町16―34―２、商業登記簿上の本店所在地福井市川合鷲塚町第23号２番地
破産者　有限会社未来建設
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
静岡県焼津市田尻2235番地の９
破産者　焼津魚河岸運輸株式会社
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９６５号
名古屋市昭和区曙町１丁目11番地
破産者　株式会社佐伯
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５９２号
愛知県一宮市起字与三ケ巻63番地
破産者　丸東織物株式会社
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第６１０号
愛知県犬山市大字犬山字南古券134番地
破産者　株式会社ザイヤ建設
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市神屋町４丁目44番地
破産者　エラ・エンジニアリング株式会社
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２６５号
兵庫県赤穂市西有年2930―１
破産者　合資会社未來舎
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２３７号
島根県松江市美保関町森山135番地
破産者　西日本ドツク株式会社
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１７９９号
広島市佐伯区五日市４丁目４番24号
破産者　株式会社夢弥
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０号
広島市東区牛田新町４丁目２番26号
破産者　フタミ内装株式会社
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７２７号
高知市桜馬場５番25号
破産者　有限会社内川スポーツ
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５９号
高知市浦戸33番地３
破産者　有限会社旅館浦戸一
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１６７号
宮城県柴田郡川崎町青根温泉２番地の１
破産者　合資会社青根丹野七兵衛旅舘
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１０号
宮城県角田市梶賀字高畑南409番地の３
破産者　有限会社佐藤ブルトーザー工業
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第１２４３号
神奈川県横浜市青葉区奈良４－６―13老人保健施設リハリゾート青葉内、住民票上の住所東京都町田市成瀬が丘３丁目28番地３むつみ荘102
破産者　宇佐美良子
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部